

目 次

番号	タイトル	ページ
第1	実施基準の位置付け・基本事項	3
第2	施設・設備の保守点検管理	3
第3	プール・トレーニング室・体操室等の管理運営	4
第4	水泳教室等及び学校水泳授業の受入れ	7
第5	利用料金等徴収業務	8
第6	施設等の警備	8
第7	施設等の清掃	9
第8	衛生管理業務	10
第9	記録・報告等	12

第1 実施基準の位置付け・基本事項

- 1 本基準は、「海津市市民プール管理運営業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づき、施設及び設備の維持管理、プールの安全管理、職員配置、清掃、衛生管理その他の業務について、具体的な実施方法、配置基準、点検・検査頻度等の最低限の水準を定めるものです。
- 2 指定管理者は、関係法令、海津市体育施設条例、同条例施行規則、仕様書その他の定めを遵守し、本基準に定める業務水準を確保してください。
- 3 業務の実施に当たっては、施設の利用状況、季節、天候その他の状況を踏まえ、安全性、衛生性、機能性及び快適性を確保してください。
- 4 本基準に定める水準を超えて業務を実施し、又は方法・頻度等を変更する場合は、その内容及び効果を明らかにし、必要に応じて市と協議してください。
- 5 施設・設備の異常、事故、災害その他緊急事態が発生した場合は、利用者の安全確保を最優先として必要な措置を講じ、速やかに市へ報告してください。
- 6 本基準における「市」とは海津市市民生活部文化・スポーツ課を、「指定管理者」とは本施設の指定管理者をいいます。

第2 施設・設備の保守点検管理

1 保守機器管理業務一覧

指定管理者は、次の機器・施設等について、関係法令その他の基準を踏まえ、適切に保守点検を実施してください。

No.	機器・施設等名称	台数	点検回数・時期等	根拠・備考
1	受電電圧 6600V	1 式	年 6 回（隔月）	電気事業法第 42 条第 1 項
2	非常通報装置	1 式	年 12 回（毎月）	消防法第 17 条の 3 の 3
3	空調設備・自動制御機器	1 式	年 2 回	建築物における衛生的環境の確保に関する法律
	空調設備・プール系空調機器・個別空調機器	1 式	年 2 回	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
	空調設備・排煙機	1 式	年 2 回	消防法
	空調設備・逆風・排風機	1 式	年 2 回	労働安全衛生法及び労働安全衛生規則
	空調設備・ポンプ類	1 式	年 2 回	消防法
	温水ヒーター（ボイラー）	1 式	年 1 回	労働安全衛生法及び関連する厚生労働省令
4	自動ドア保守点検	1 式	年 4 回	
5	屋内・屋外プール保守点検	1 式	各 1 回	

6	屋外プールウォータースライダー 法定点検	1 台	シーズン前 1 回	建築基準法第 88 条第 1 項
7	消防用設備（特殊消防用設備 等）点検	1 式	年 2 回	消防法第 17 条の 3
8	防火設備定期検査報告	1 式	年 1 回	建築基準法第 12 条第 3 項
9	地下タンク等定期点検	1 式	年 1 回	消防法第 14 条の 3 の 2
10	ろ過機保守（屋内プール）	1 台	年 4 回	
	ろ過機保守（屋外プール）	1 台	シーズン前後 各 1 回	
11	機械警備（施設夜間警備）	1 式	年間	警備保障会社に委託
12	自動券売機保守	2 台	年間	

2 保守点検等の実施上の留意事項

- (1) 施設の用途、四季の気温変化及び負荷変動に対応した適正かつ経済的な運転を行ってください。
- (2) 運転効果及び機能を監視し、設備の機能を良好な状態に保つとともに、事故の防止及び早期発見に努めてください。
- (3) 運転監視及び日常点検を行い、故障を発見した場合は、軽微な故障修理（部材費用を含む。）を実施するなど、施設運営に支障を来さないよう努めてください。
- (4) 機能の劣化・損傷等による事故の発生を防止するとともに、設備の寿命を延ばすため、予防保全の観点から適切な技術的措置を講じてください。
- (5) 火災、停電、断水その他の災害が発生した場合は、市に速やかに連絡するとともに、的確な措置を講じてください。
- (6) 点検、保守、故障、修繕等の実施状況を記録し、必要な履歴を適切に保存してください。

第3 プール等の管理運営

1 管理体制

- (1) 総括責任者を 1 名配置してください。総括責任者は、市民プールの運営管理の責任者としてふさわしい資質を有し、配置要員を掌握できる者であるとともに、導入設備を円滑に操作し、日常点検及び不備発生時に臨機応変に対応できる熟練者としてください。
- (2) 1 階受付には 1 名以上を配置してください。

2 プール監視員等の配置基準

(1) 全体管理・受付

区 分	必要配置人数（常時）
全体管理	1 名
1 階受付	1 名以上

(2) プール監視・巡回

時期	時間帯	資格者	その他
屋内プール監視・巡回 4月1日～小中学校の夏季休業日前日	全時間帯	1名以上	1名以上
屋内プール監視・巡回 上記期間の土日祝日	全時間帯	1名以上	2名以上
屋内プール監視・巡回 小中学校の夏季休業日～8月31日	10時～18時	1名以上	2名以上
屋内プール監視・巡回 小中学校の夏季休業日～8月31日	18時～21時	1名以上	1名以上
屋内プール監視・巡回 9月1日～翌年3月31日	平日	1名以上	1名以上
屋内プール監視・巡回 9月1日～翌年3月31日	土日祝日	1名以上	2名以上
屋外プール監視・巡回 小中学校の夏季休業日～8月31日	全時間帯	1名以上	2名以上

※ プール監視・巡回は、総括責任者、主任及び副主任が兼務できるものとします。

(1) 常勤職員のうち1名以上は、日本赤十字社水上安全法指導員又は救助員の資格を有する者としてください。

(2) AED操作が行える職員を配置してください。

3 業務時間帯

施設管理については、施設の開館時間の前後 30 分を加えた時間とします。

4 各種教室等の配置人員

水泳教室、体操教室、フィットネス教室その他の教室等について、安全で円滑な実施が可能となる人員を確保してください。

教室種別	配置人員
乳幼児対象水泳教室	受講者数に応じて適切な人員を配置すること
幼児対象体操教室	
小学生対象水泳教室	
成人対象水泳教室	
高齢者対象水泳教室	
水中運動教室等	
フィットネス教室等	

5 配置人員の業務・資格要件

職種	主たる職務内容	有資格・要件	経験年数
総括責任者 1名(常勤)	市民プール管理運営業務の全てを総括し、市の実施する指導プログラムの企画・立案に対し助言を行う	健康運動指導士、ヘルスケアトレーナー、保健体育系大学学士(保健体育系専門学校卒業の専門士も可)、警備指導教育責任者、日本赤十字社水上安全法指導員、日本赤十字社水上安全救助員、健康運動実践指導者、プール衛生管理者、水泳指導管理士のいずれか	10年程度
主任1名 (常勤)	総括責任者を補佐し、不在時は代理。各エリアの安全点検、機器維持管理、環境美化の責任者	同上	3年程度
副主任1名 (常勤)	主任を補佐し、総括責任者及び主任が不在の場合は代理。教室等の指導	同上	3年程度
指導員3名以上 (非常勤可)	教室等(プール・体操室等)の指導	水泳コーチ(1、2)、健康運動実践指導者のいずれかの有資格者又は同等の能力を有する者	3年程度
教室指導補助員	プールや体操室における指導管理補助や受付	18歳以上(高校生を除く)で、健康で業務遂行に支障がない者	—
プール監視員	プール監視、水質管理、清掃、更衣室巡回点検等	18歳以上(高校生を除く)で、健康で業務遂行に支障がなく、救急法・蘇生法を実践できる者(普通救命受講修了者)	—

6 その他の配置・運営

- (1) 労働基準法を遵守しつつ、施設設備運転管理業務を完全に遂行できる人員を配置してください。
- (2) 教室の運営管理業務は、必ず常勤職員が行ってください。
- (3) プール監視員は救助のための最低限の泳力を有する者を配置し、救急法・蘇生法を実践できるようにしてください。常勤職員には1名以上の救助員有資格者を配置し、定期的に研修を行ってください。

- (4) 病気、休暇等による欠勤が生じた場合は、業務に支障を来さないよう速やかに補充配置してください。
- (5) 業務従事者名簿は、協定締結までに市へ提出してください。異動がある場合は事前に市と協議し、名簿には所持資格及び指導経験年数を記載してください。
- (6) 「指導員勤務シフト表」「配置職員資格一覧及び資格証等のコピー」及び「補助員勤務シフト表」を協定締結までに提出してください。

7 職務別の主な業務

職務	業務内容
総括責任者	市民プールの管理運営の総括／スタッフ管理／利用者の安全管理／施設点検マニュアル・危機管理マニュアルの作成／スタッフ研修／利用状況把握／安全を最優先とした人員配置／突発的事故への対応・訓練／教室等の管理監督／スタッフ応援／施設設備管理／電話対応／市との連絡調整／施設見学等の案内／利用者集計／毎日の業務日誌／月次報告／年度事業計画／収支予算／年度事業報告／収支決算／水温・気温・水質変化の把握、薬剤調整・補給水等の対応及び記録報告／開・閉館／トレーニング室の誘導・整理・安全確保／その他
受 付	施設利用案内／券売機利用説明／休館日の案内等／自動券売機管理／団体利用者への受付対応／その他
プール監視員	事故者の救護措置／遺失物対応／緊急連絡・注意事項等の場内放送及び注意喚起／利用者把握及び総括責任者との連絡／始業・終業点検／コースロープ・プールフロアの準備撤去／行事開催時の準備撤去／毎日の監視日誌／開放終了後の備品整理／プール内の浮遊物・沈殿物の清掃／プールサイド周辺の清掃／更衣室巡回点検／ロッカー忘れ物点検／25m プールへの保温シート敷設／その他

第4 水泳教室等及び学校水泳授業の受入れ

1 水泳教室等

- (1) 幼児から高齢者まで幅広い年齢層を対象として、水泳教室その他のスポーツに親しむ機会を提供してください。
- (2) 参加者の年齢、体力、泳力及び運動能力等に配慮し、安全かつ効果的な指導を行ってください。
- (3) 教室の募集案内・広報及び受講案内しおりを作成してください。
- (4) 受講前アンケートの作成・分析及び受講後のフォローを行ってください。
- (5) 教室の実施に当たっては、受講者数に応じて適切な指導員等を配置してください。
- (6) 参加者数、参加状況、意見等を把握し、事業内容の改善に活用してください。

2 学校水泳授業の受入れ

- (1) 市内小中学校の水泳授業について、学校その他の教育関係機関と連携し、安全かつ円滑に受け入れてください。
- (2) 学校水泳授業の受入れに係る利用方法、利用時間、施設の調整、安全管理、監視体制その他必要な事項については、市と協議の上、適切に対応してください。
- (3) 学校水泳授業の実施により、一般利用者の安全及び施設運営に支障が生じないよう、事前に利用区分、導線、監視体制等を整理してください。
- (4) 学校水泳授業の具体的な実施日、利用時間その他の運用については、市及び学校との協議結果に基づき実施してください。

第5 利用料金等徴収業務

- 1 海津市体育施設条例に定める利用許可の申請、利用許可書等の発行並びに利用料金等の徴収・収納等を行ってください。
- 2 徴収した現金は、紛失・盗難がないよう厳重に保管してください。
- 3 利用料金等の還付は、条例等に基づき行ってください。
- 4 利用料金等の収入状況を明らかにするため、管理日報等を作成してください。
- 5 現金出納簿、領収証綴り等の徴収事務に関する帳簿その他関係書類を備え、指定金融機関への払込額を常に明らかにしてください。

第6 施設等の警備

この基準は、海津市市民プール警備業務の内容を示すものです。

1 警備の条件

海津市内で即応体制がとれる場所で、警備管理者により管理されているものとしてください。

2 警備業務の内容

- (1) 盗難、火災及び不法行為の拡大防止業務
- (2) 事故発生時における関係先への通報連絡業務
- (3) 警備実施状況の報告
- (4) その他警備に付随する事項で、市と指定管理者が協議の上取り決めた事項の遂行

3 実施方法

- (1) 機械警備と不定時巡回警備の併用とします。
- (2) その他警備に付随する事項で、市と指定管理者が協議の上取り決めた事項を遂行してください。

4 警備時間

- (1) 防犯警報装置は、指定管理者の最終退出時に警報装置による警備を開始してから、翌日、指定管理者が装置を解除するまでとします。
- (2) ただし、月曜日（月曜日が祝日のときは、その翌日）及び年末年始（12月29日から1月3日まで）は、終日行うものとします。
- (3) 特別の事情がある場合は、市と指定管理者において事前に調整するものとします。

5 設置機器明細

機器名称	個数
送信機	1
電源装置	1
カードリーダー	1
パッシブセンサー（立体）	10
パッシブセンサー（面）	1
マグネットセンサー	8
赤外線センサー	1

第7 施設等の清掃

この基準は、海津市市民プール清掃業務の内容を示すものです。

1 日常清掃区域及び清掃員

(1) 清掃区域

- ア 1階ロビー、トレーニング室、体育室、研修室、男女ロッカールーム、事務室、指導員控室、便所、2階指導員室
- イ 階段、3階見学室
- ウ 駐車場、駐輪場、建物周りその他

(2) 清掃員を1名配置してください。

2 清掃作業日時等

- (1) 日常清掃は、12月29日から1月3日の間及び休館日を除き、毎日行ってください。
- (2) 建物周辺、駐車場及び駐輪場は毎日清掃し、見苦しくない状態にしてください。
- (3) 年間の清掃計画書を事前に提出してください。
- (4) 就業時間は1日5.5時間とします。具体的な勤務時間帯は、施設の利用状況、催事の実施内容及び施設内の清潔保持の必要性を十分に考慮した上で、適切に設定してください。

3 定期清掃作業

場所	面積	方法	回数
床（階段 1ヶ所含む）	728.82 m ²	機械洗浄ワックス塗布	6回/年
男女更衣室	125.21 m ²	スノコ取外し後、スノコ及び床清掃	1回/月
ガラスクリーニング	362.26 m ²	洗剤洗浄後、ガラススクイジー仕上げ	2回/年
屋内プール、プールサイド	1427.24 m ²	機械洗浄	2回/年
屋外プール、プールサイド	1275.00 m ²	機械洗浄	1回/年
スライダー	50.00 m ²	洗剤洗浄後ワックス塗布	1回/年

4 その他

- （1） 特別の事由により清掃の必要が生じた場合は、市の要請により業務に従事してください。
- （2） 清掃作業員の指導教育及び健康管理は、指定管理者の責任で行ってください。不都合の場合は、市の指示により交代等の措置をとってください。
- （3） 清掃作業に必要な器具及び消耗品は、指定管理者の負担とします。
- （4） 塵埃の終末処理に必要な経費は、指定管理者の負担とします。
- （5） 詳細な作業内容については、市と指定管理者が協議の上定めるものとします。

第8 衛生管理業務

1 空気環境測定

業務名	測定項目	測定場所	頻度・回数
空気環境測定	浮遊粉塵量／一酸化炭素含有量／二酸化炭素含有量／温度／湿度／気流相対湿度	事務室／ロビー／2階プールサイド／トレーニング室	年6回（1回につき4ヶ所を各2回測定）

2 上水道の水質検査

業務名	測定項目	採水場所	頻度・回数
上水道の水質検査	ビル管理法に基づく水質検査（16項目）／消毒副生成物（12項目）	1階給湯室給水栓	項目ごとに年3回（5月、8月、11月）

3 プール水の水質検査

測定項目	採水場所	検査回数(年)
pH 値	屋内プール 3 ヶ所／屋外プール 2 ヶ所	屋内プール 12 回／屋外プール 2 回 (7 月、8 月)
濁度	屋内プール 3 ヶ所／屋外プール 2 ヶ所	屋内プール 12 回／屋外プール 2 回 (7 月、8 月)
過マンガン 酸カリウム 消費量	屋内プール 3 ヶ所／屋外プール 2 ヶ所	屋内プール 12 回／屋外プール 2 回 (7 月、8 月)
大腸菌	屋内プール 3 ヶ所／屋外プール 2 ヶ所	屋内プール 12 回／屋外プール 2 回 (7 月、8 月)
一般細菌	屋内プール 3 ヶ所／屋外プール 2 ヶ所	屋内プール 12 回／屋外プール 2 回 (7 月、8 月)
残留塩素	屋内プール 3 ヶ所／屋外プール 2 ヶ所	屋内プール 12 回／屋外プール 2 回 (7 月、8 月)

4 ろ過後水質検査

測定項目	採水場所	検査回数(年)
総トリハロメタン(夏季のみ)	ろ過機出口	1 回
レジオネラ菌(温水プール)	ろ過機出口	1 回
濁度	ろ過機出口	1 回

5 毎日水質検査

測定項目	採水場所	検査回数
pH 値	屋内プール 3 ヶ所／屋外プール 2 ヶ所	1 回／2 時間毎
残留塩素	屋内プール 3 ヶ所／屋外プール 2 ヶ所	1 回／2 時間毎
室温・水温他	屋内プール 3 ヶ所／屋外プール 2 ヶ所	1 回／2 時間毎

※ 屋外プールは 7 月、8 月を対象とします。

6 貯水槽清掃

貯水槽 13 m³の清掃を、ビル管理法及び水道法に基づき実施してください。

7 衛生害虫等防除

項目	対象区域	実施頻度	備考
衛生害虫等防除	トイレ／更衣室／事務室／控室 ／給湯室	2回/年	5月、11月
ロッカー室の消毒	ロッカー室	4回/年	消毒後ロッカー内部の 拭き清掃を含む

8 衛生管理結果の報告

上記業務について、業務完了後、市に対し、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、業務の結果を記載した書類等を作成し、報告してください。

第9 記録・報告等

- 1 日常点検、監視、水質管理、清掃、保守点検、修繕その他の業務について、実施状況を記録してください。
- 2 事故、故障、異常その他施設運営に影響を及ぼす事象が発生した場合は、対応内容及び再発防止に係る措置を記録し、市へ報告してください。
- 3 年間の維持管理計画、清掃計画、職員配置に関する書類その他、市が必要と認める書類は、所定の時期までに提出してください。
- 4 本基準に定める業務の実施状況を検証し、利用者の安全、サービス向上、効率化及び施設機能の維持・向上につなげてください。